

第7号議案

(仮称) 亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 (建築)
請負契約の締結について

(仮称) 亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 (建築) について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年亀岡市条例第1号) 第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月13日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 契約の目的 (仮称) 亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 (建築)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金370,387,500円
- 4 契約の相手方 関口・古谷特定建設工事共同企業体
代表者 京都府亀岡市古世町西内坪10番地
7
関口建設株式会社
代表取締役 関口清司
構成員 京都府亀岡市荒塚町1丁目13番8
号
株式会社古谷組
代表取締役 古谷俊明



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 24教第6号
2 工 事 名 (仮称) 亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 (建築)
3 工 事 場 所 亀岡市大井町並河地内
4 請 負 代 金 額 ¥370,387,500—

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥17,637,500—

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に105分の5を乗じて得た額である。

- 5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
完成 平成26年7月31日
6 契約保証金 要
7 解体工事に要する費用等 省略

第1条(総則)から第54条(補則)まで 省略
(仮契約の条項)

第55条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月30日

発注者

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆

関口・古谷特定建設工事共同企業体
代表者

受注者

住 所 京都府亀岡市古世町西内坪10番地7
商号又は名称 関口建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役 関口清司 (印)
構成員

住 所 京都府亀岡市荒塚町1丁目13番8号
商号又は名称 株式会社古谷組
代 表 者 名 代表取締役 古谷俊明 (印)

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契約の目的	（仮称）亀岡市立亀岡幼稚園建設工事（建築）
契約の方法	一般競争入札
契約金額	金 370,387,500 円
契約の相手方	<p>関口・古谷特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 京都府亀岡市古世町西内坪10番地7 関口建設株式会社 代表取締役 関口 清司</p> <p>構成員 京都府亀岡市荒塚町1丁目13番8号 株式会社古谷組 代表取締役 古谷 俊明</p>
工事場所	亀岡市大井町並河地内
工期	<p>着工 議会の議決のあった翌日</p> <p>完成 平成26年7月31日</p>
工事概要	<p>（仮称）亀岡市立亀岡幼稚園建設工事 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現第2幼稚園園舎解体工事 ・新園舎建築工事 RC造2階建て 延べ面積1,492.34㎡ ・外構工事